

別紙

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場合に限る。）に入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合

2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で以下の(1)～(3)のすべてを満たす場合

(1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。

(2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取り得ない状況にあること。

(3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。

3 1、2のほか、奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月20日奈良県公安委員会規則第14号）第9条に掲げる次の(1)～(4)のいずれかの事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合

(1) 日常生活に欠かすことができない物品等を運搬するため使用される車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの。

「日常生活に欠かすことができない物品等を運搬するため使用される車両」とは、食料品、衣料、燃料等日常生活必需品を運搬する車両をいう。

(2) 通勤、通学、通園、修学旅行、遠足等のため道路交通法施行令第1条第1項に規定する大型乗用自動車に当該道路でやむを得ず乗降させる必要があるもの。

(3) 業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの。

「業務上の必要により」とは、貨物の運送業、建築業、造園業等で、通行禁止区内に需要先を有するような場合をいう。

(4) 前(1)～(3)に掲げるもののほか、冠婚葬祭等社会の慣習上当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの。

「冠婚葬祭等社会の慣習上」とは、冠婚葬祭、地域の祭礼行事等社会の慣習として広く認められているものをいう。

また、上記(1)、(2)及び(4)の「やむを得ないと認められる」場合及び(3)の「やむを得ず乗降させる必要がある」場合とは、許可対象の行為に関して、社会通念上許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）又は必要性があると認められる場合をいう。